

日本の司法の独立が最大の危機に瀕したのは、一九六九年から七二年までの約四年間である。「司法の危機」の時代といわれ、「司法激動期」とも称される。本書はその過程を克明に描き、そこに働いた力学をシャープに分析したものだ。

六九年一月に時の首相・佐藤栄作が、保守派の石田和<sup>かずと</sup>外を最高裁長官に指名してから、最高裁の急激な右旋回がはじまる。政権与党と財界、そして右翼ジャーナリズム（以下、これら三者を「右」）は、当時の相次ぐ「偏向判決」に業を煮やしていた。その根絶のため「右」は「魔女狩り」に狂奔する。最高裁はそれに忠実に呼応して、裁判所を人権を守る砦から秩序維持装置へと変質させていった。

この「司法激動期を象徴する事件」として取り上げられているのが、平賀書簡事件である。自衛隊の違憲性が問われた長沼基地訴訟の第一審の舞台となった札幌地裁の平賀健太所長が、この訴訟を担当した福島重雄裁判長に「書簡」を送った。そこには裁判官の独立を侵して裁判に干渉する内容が含まれていた。当然、責められるべきは平賀のはずである。ところが、批判は次第に、書簡のコピーがマスコミに流出したことで、福島に集中する。



日本評論社、2015年

福島は青年法律家協会（以下、青法協）の会員裁判官であった。青法協とは、一九五四年四月に「平和と民主主義をまもる会」として設立された若手法曹による研究団体である。

しかし、「右」は青法協を「完全な左翼団体」と決めつけ、青法協会員裁判官が「偏向判決」の元凶であるとするキャンペーンを右翼系の『全貌』誌などで展開した。最高裁もこれに乗じて、「公正らしき論」なる公式見解を打ち出した。「裁判は公正でなければならぬ」だけでなく、国民から公正であると信頼される姿勢が必要である」と。その点で裁判官の青法協加入は好ましくないとされ、福島は追い詰められていく。

国会の裁判官訴追委員会が七〇年三月に福島と平賀を喚問する。同年一〇月に出された決定は、平賀不訴追・福島訴追猶予という「アベコベ」ぶりだった。「平賀書簡事件の重大性は後景に退き、代わって『公表』、『表沙汰』

の行為が、重大な罪悪に仕立てあげられ、青法協会員であること自体も『非行』扱いにしたのである」（五七頁）。

訴追委員会は右翼団体役員から申し立てられた二・四名の裁判官に対して、アメリカの赤狩りもどきの照会状を郵送している。すなわち「かつて青法協会員であったことはないか」「すでに退会している場合には、退会した年月日」などを、それは尋ねていた。

「右」と最高裁がつるんだ執拗な攻勢の前に、青法協から脱会する裁判官が続出する。後に最高裁長官になる町田顕もその一人である。そして、両者による青法協退治の総仕上げの合作こそ、七一年四月の宮本康昭判事補の再任拒否事件であった。最高裁は判事補一〇年の任期を終えた宮本の再任を拒否し、首を切った。理由は明らかにされなかったが、宮本が青法協会員であったことから、他の会員裁判官への見せしめだったに相違ない。宮本が福島による平賀書簡公表に関与したとのデマまで流された。

このように「右」が本気になれば、裁判官の独立などひとたまりもない。「右」が大手を振るっている今日、本書は裁判所を考える上できわめて示唆に富む。（明治大学教授）